

様式第 8 号

指令第 176 号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2
有限会社タナベ
氏 名 代表取締役 田邊 宏

令和 6 年 9 月 6 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ボサ・伐根・遺品整理品等）
営業所の所在地及び名称	帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2 有限会社タナベ	
許可期間	令和 6 年 9 月 2 6 日から 令和 8 年 9 月 2 5 日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	清水町全域	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	清水町が指定する場所
	その他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和 6 年 9 月 2 0 日

清水町長 阿部 一 男

